

電気のご契約に関わる [重要事項説明書] (ゼロスタイルプラン)

電気事業法第 2 条の 13 に基づき、当社とお客さまとの間で締結される電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）に関連する重要事項を、以下のとおり記載いたします。内容をご確認のうえ、同意された場合にのみ、お申し込みください。

なお、本書に記載のない事項については、新潟電力株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める「電気供給約款（低圧）及び別冊」（以下「約款」といいます。）、契約種別ごとの実施要綱（以下、「各実施要綱」といいます。）、本約款および当社とお客さまが別途個別の契約書および契約種別ごとの個別の実施要綱とすることに合意した事項、ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。約款等は、当社 Web サイトでご確認いただけます。また、託送約款等は、当該一般送配電事業者の Web サイトでご確認ください。供給地点特定番号は、別途通知する契約締結後書面または検針票等に記載いたします。

小売電気事業者 (契約当事者)	新潟電力株式会社新潟県新潟市中央区花園 1 丁目 5 - 6 京ビル 5 階 小売電気事業者登録番号：A0908 電話：025-369-4258 FAX：025-333-4836 平日 9:00~17:00（相談および苦情の窓口）		
供給電圧	100V/200V	周波数	東日本 50Hz/西日本 60Hz
契約期間および更新	料金適用開始日から 1 年目の末日まで。満了 1 ヶ月前までに申出がない限り 1 年ごとに自動更新します。	違約金の取り扱い	最低利用期間は 1 年ですが、途中解約でも違約金は不要です。 ※キャンペーン等は規定によります。
お申込み方法	ウェブサイト、電話または申込書等によるお客さまからのお申し込み	契約電力および契約容量の決定方法	契約電力または契約容量は、お客さまがお申込みいただいた内容により適用を受ける約款の定めに基づきます。

供給の開始

(1)他の小売電気事業者からの切り替えによって供給を開始する際は、電気供給に必要な一般送配電事業者の手続きが完了した後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを受け入れた時点で、当社が定める供給開始日に電気の供給を行います。
(2)引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから変更後の需要場所での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に変更後の需要場所での電気の供給を開始いたします。
(3)(1)および(2)において、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合により、供給開始日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、あらたに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

契約種別および電気料金の算定

電気料金の算定および支払繰延について
(1)電気料金の構成 電気料金は、契約種別ごとの実施要綱に定める基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金相当額、託送費調整額、燃料費等調整額の合計とします。
基本料金：契約種別・容量に応じて算定します。（従量電灯 B ゼロスタイル等は原則 0 円、ただし使用量が 0kWh の場合は所定の料金が発生します）。
使用電力量に基づき算定し、以下の調整額を加減算します。
電力量料金：1kWh につき 24.55 円（本プラン適用単価）
燃料費等調整額（燃料価格、JEPX 市場価格の変動に応じた調整）
容量拠出金相当額（将来の供給力確保等のための費用）
託送費調整額（送配電設備の利用対価の変動分）
(2)算定期間および日割計算 電気料金の算定期間は、前月の計量日等から当月の計量日等の前日までの期間とします。ただし、需給契約の開始または廃止により使用期間が 1 ヶ月に満たない場合は、日割計算を行います。

容量拠出金等相当額

容量拠出金等相当額とは、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営する容量市場制度に基づき、将来にわたる供給力を確保するために発電事業者等へ支払われる

費用を基礎とし、当社が負担する費用および市場環境の変化に伴う調達コストの変動分を、お客さまにご請求または還元させていただくための調整額をいいます。電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営する容量市場制度に基づき当社にて算定された単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとしますが、本約款改定時点における適用単価は第(1)項のとおりとします。

(1)現在の適用単価
容量拠出金等相当額単価は、1kWh につき 1.35 円とします。
(2)容量拠出金相当額の算定方法
容量拠出金等相当額は、次の算式により算定します。なお、容量拠出金等相当額単価の単位は 1 銭とし、1 銭未満の端数は切り捨てるものとします。
容量拠出金等相当額 = 容量拠出金等相当額単価（円/kWh）× 使用電力量（kWh）
(3)容量拠出金相当額の単価の決定と変更
当社は、各年度の容量拠出金等相当額の確定および電力市場情勢等を踏まえ、容量拠出金等相当額単価を決定します。また、諸般の事情により当該単価を変更する場合、当社はあらかじめ、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間に適用する単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとします。
(4)容量拠出金相当額の適用のタイミング
前項に基づき開示された単価は、当該開示において指定された期間の使用電力量に対して適用されるものとします。

託送費調整額

託送費調整額とは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款等に基づき、本契約に係る電気の供給に際して、同事業者の送配電設備を利用する対価として発生する費用をいいます。これには、法令に基づき加算される諸費用を含みます。一般送配電事業者が定める託送供給等約款等に基づき当社にて算定された単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとしますが、本約款改定時点における適用単価は第(1)項のとおりとします。

(1)現在の適用単価 託送費調整額の単価は、1 ヶ月の使用電力量に応じて以下のとおりとします。
最初の 130kWh までのご使用分：1kWh につき 14.56 円（内訳：8.58 円 + 5.98 円）
130kWh をこえるご使用分：1kWh につき 8.58 円

※少量の電気をご使用されるお客様のご負担公平化のため、～130kWhまでの区分に調整額を設定しております。

(2) 託送費調整額の算定方法 託送費調整額は、一般送配電事業者が提供する「電灯標準接続送電サービス」等の料金を基準とし、当社の電力需給実績および損失率等を考慮して当社が算定します。

(3) 託送費調整額の単価の決定と変更 当社は、諸般の事情により当該単価を変更する場合、当社はあらかじめ、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間に適用する単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとします。

(4) 適用方法 本契約の各料金プランにおける電力量料金（1kWhあたりの単価）とは別に、毎月の使用電力量に応じて算出された託送費調整額を加算して請求するものとします。

(5) 料金の改定 法令の改正や一般送配電事業者の託送供給等約款の変更等により託送費が改定された場合、当社は、本約款の変更手続きを経ることなく、当然にその改定分を本契約の料金に反映させることができますものとします。

電源調達調整額

本プランは、日本卸電力取引所（JEPX）の市場価格により電気料金が変動します。お客さまは、市場価格の高騰により、電気料金が想定より高額になる可能性があることを十分に理解し、そのリスクを承諾したうえで申し込みを行うものとします。

(1) 電源調達調整額の算定について
電源調達調整額の単価は、お客さまのために当社が調達する30分ごとに変わるJEPXのスポット市場価格（以下、「エリアプライス」といいます。）に基づき決まる電源調達料金と、お客さまのために当社が調達した電力量により次の算式によって算定された値といたします。なお、消費税等相当額を加算して算定に反映するものとし、各金額の単位は0.01円としてその端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

$A < B$ の場合：電源調達調整額（還元） = $(A - B) \times$ 使用電力量（kWh）

$A > C$ の場合：電源調達調整額（追加） = $(A - C) \times$ 使用電力量（kWh）

$B \leq A \leq C$ の場合：電源調達調整額 = 0円

A：検針日の前月の1日～末日におけるエリアプライスの平均値 $\div (1 - \text{託送損失率}) \times (1 + \text{消費税率})$

B：当社が定める還元調整基準単価（¥4.00（税込））

C：当社が定める追加調整基準単価（¥8.00（税込））

東北電力エリアの託送損失率は年度により変動することが考えられるため、当社 web サイトに記載しております。

(2) 電源調達調整額の請求または還元時期

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

支払繰延規定

当社は、お客さまの電気料金の支払に関し、下記のとおり支払繰延特約を適用するものとする。

(1) 支払期日の繰延

当社は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引において、毎月1日から当該月の末日までの期間に係る、お客さまの供給地点が属する供給区域のエリアプライスの平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」という。）が、次項に定める基準単価を上回った場合には、電気料金のうち次項に定める金額部分の支払期日を、第(3)項に定めたとおり繰り延べるものとする。

(2) 繰延金額

繰延金額は、下記算定式により算出した金額とし、その算定の結果生じた端数は、小数第1位を四捨五入するものとする。

繰延金額 = 使用電力量 \times (JEPX エリアプライス平均値 - 繰延基準単価) \times (1 + 消費税率)

※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用された電気の料金に適用する繰延金額は、N月

1日からN月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定するものとする。

※ 繰延基準単価は24円とする。

※ 当社は、毎月1日時点において繰延基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、当社 web サイトまたは当社が相当と認める方法によりお客さまに通知することにより、その内容を改定することができるものとする。この場合、N月1日時点での改定については、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金より、改定後の基準単価に基づき算定した繰延金額を適用するものとする。

(3) 繰延後の支払期日

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用された電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3月の検針日からN+4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとする。（例）2025年11月の検針日から2025年12月の検針日の前日までの期間に係る電気料金に係る繰延金額は、2026年2月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金と合算して請求するものとする。

(4) 供給契約終了時の取扱い

供給契約が終了する場合、またはお客さまが料金の支払いを怠った場合、その他当社が信用状態に不安があると判断した場合、当社は未請求の繰延金額を含む全ての債務について、支払期日の到来を待たずに直ちに一括して請求できるものとします（期限の利益の喪失）。この場合、お客さまは直ちに全額を支払うものとします。

使用電力量の算定

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかわる30分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間の使用電力量は、原則として30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値とします。なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、約款等の定めるところにより、一般送電事業者と当社との協議によって定めま

工事費等の負担

当社は、当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等にかかわる工事費等の請求を受けた場合は、当社は、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。この場合、原則として当該一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

電気料金等の減免措置

当社が、自然災害等に伴い電気料金等の支払期日の延伸もしくは減免措置を講じる場合、その旨を当社 Web サイト等に掲出しお客さまにお知らせいたします。

電気料金等の支払方法

電気料金については毎月、工事費等についてはその都度、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金については、口座振替払い、クレジットカード払いの中から、お客さまが指定された方法によりお支払いいただきます。ただし、特別の事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただくことがあります。

・手数料

当社は、お客さまからの申し出により、下記の手続きをした場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月の料金と合算してお支払いをいただきます。

請求書郵送1通につき300円（税別）

需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

・供給設備等の設計、施工、改修または検査・お客様の電気工作物の検査等
・計量器の検針または計量値の確認・需給契約の廃止または解約等により必要な処置

保安等及び調査に対するお客様の協力

次の場合、お客様は、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者へ通知していただきます。
・引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合。
・お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合。

需給契約の変更・廃止

お客様が需給契約の内容の変更を希望される場合は、電話又は書面でお申込みいただけます。また、需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社へ通知していただきます。

解約等

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客様にお知らせいたします。
イ お客様が料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ハ 約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務を支払われない場合、その他、需給契約に違反した場合
(2) お客様が需給契約の廃止の通知をされずに需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかになった日には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとします。
(3) 当社との需給契約の解約に伴い、結果的にお客様が他の小売電気事業者等から電気の供給を受けられない場合には、当該一般送配電事業者による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客様は、一般送配電事業者に対して最終保証供給・特定小売供給を申込む必要があります。

反社会的勢力の排除

お客様が、暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当することが判明した場合、または反社会的勢力を利用して不当な要求行為を行った場合、当社は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。これによりお客様に損害が生じても、当社は賠償する責任を負いません。

需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精

算

お客様が、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力もしくは契約容量を減少しようとする場合には、原則として、約款等の定めに基づき料金および工事費をお客様に精算していただきます。

設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いいたします。

信用情報の共有

お客様が、約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

個人情報の取り扱いについて

当社の個人情報の取扱いは当社 Web サイトを参照下さい。

契約内容の変更

(1) 当社は、法令の制定・改廃、社会経済情勢の変動、一般送配電事業者の託送供給等約款の変更、その他やむを得ない事由が生じた場合、本重要事項説明書および需給契約の内容（電気料金単価を含みます）を変更することがあります。
(2) 当社は、契約内容を変更する場合、あらかじめ変更後の内容および効力発生時期を、当社 Web サイトへの掲載、電子メールの送信、書面の交付等のいずれかの方法によりお客様に周知または通知します。なお、法令上、説明および書面交付が必要な変更については、電子メール等の電磁的方法により行います。
(3) 前項に基づく変更の効力発生時期以降に、お客様が異議なく電気の使用を継続された場合、お客様は変更後の契約内容に同意したものとみなします。なお、変更内容に同意いただけない場合は、解約手続きを行うことができます。

その他

当社は、約款等を変更する場合があります。この場合、当社 Web サイト等を通じてご案内いたします。

免責事項

天災地変、一般送配電事業者の責めによる事由、その他当社の責めによらない事由により電気の供給が中止または制限されたことお客様が被った損害について、当社は賠償の責任を負いません。

■クーリングオフに関するお知らせ

①お客様が訪問販売または電話勧誘を通じて申し込みを行った場合、本書面を受け取った日から 8 日間は、書面（下記参照）または電子的記録（メール等）を用いて、無条件で申し込みを撤回することが可能です（以下、「クーリングオフ」と称します）。この撤回の効力は、お客様が発信した時点（書面の場合は郵便の消印日、メールの場合は送信日時など）から発生します。ただし、訪問販売においてその場で申し込みをせず、後日申込書を郵送して申し込んだ場合や、受け取った申込書を用いずに後日ウェブを通じて申し込んだ場合、さらに電話勧誘で受け取った申込書を用いずに後日ウェブを通じて申し込んだ場合は、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。また、現金取引（契約時に商品を受け取り、またはサービスを提供され、全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満の場合は、クーリングオフは適用されません。②①の場合、損害賠償や違約金の支払いを求められることはありません。また、すでに引き渡された商品の取引にかかる費用や移転された権利の返還に必要な費用は事業者が負担します。さらに、代金や対価の一部または全額を既に支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることが可能です。商品を使用または消費したり、権利を行使したことによって得られた利益に対して金銭を支払う義務はありません。役務の提供に伴い、土地や建物、その他の工作物の現状が変更された場合には、元の状態に戻すよう無償で請求することができます。③上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（メール等）によりクーリングオフすることができます。④クーリングオフの行使の方法は、必要事項をご記入のうえ、新潟電力株式会社宛てにお送りください。※簡易書留、内容証明郵便、特定記録郵便、書留などが推奨されます。〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園 1 丁目 5-6 京ビル 5 階 新潟電力株式会社宛【必要事項】申込撤回通知・申込日令和〇年〇月〇日・ご契約者名・電気ご利用住所・電気のご名義・お電話番号上記の契約について、申込を撤回します。メールの場合、当社へ電話にてクーリングオフ申請後にメール本文に上記の【必要事項】をご記載のうえ、当社のクーリングオフ受付アドレスまでメールにてご連絡ください。【メールアドレス】info@denkin.jp【件名】クーリングオフ通知と入力してください。